

「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」の 発出までの主な経緯

平成19年9月28日 「子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議」
・文部科学省の有識者会議において、「ネット上のいじめ」を議論。

平成19年12月27日 『ネット上のいじめ問題』に対する喫緊の提案について
・「子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議」として提案

平成20年5月26日 教育再生懇談会 第一次報告

- 1 子供を有害情報から守る
 - (1) 携帯電話利用についての教育を推進し、必要のない限り小中学生が携帯電話を持つことがないよう、保護者、学校はじめ関係者が協力する。小中学生が持つ場合には通話機能等に限定したものが利用されることを推進する。機能を限定した携帯電話の開発と普及に携帯電話事業者も協力する

平成20年6月12日 子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ
・『ネット上のいじめ』に関し、①ケータイ・ネットに関する理解促進・実態把握、②情報モラル教育の充実とルールの徹底、③「ネット上のいじめ」の未然防止・早期発見・早期対応、いじめられた子ども等へのケア

平成20年7月25日 児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底について（通知）
・小中学校では原則持込み禁止とするなどのルールの例を示し、各学校や地域の実態に応じて方針を明確化し、指導を徹底するよう周知

平成20年12月18日 教育再生懇談会「携帯電話問題ワーキンググループ」
取りまとめ（素案）

- 2 (1) 子供に携帯電話を持たせるかどうかは、保護者が、携帯電話の利便性や有害性を認識した上で、子供の年齢や発達段階に応じて主体的に決める
 - (3) 教育委員会や学校は、小中学校への原則持込み禁止など学校における携帯電話の取扱いに関する方針を明確化する

平成21年1月30日 学校における携帯電話の取扱い等について（通知）